

令和 8 年度
一般廃棄物処理実施計画

唐 津 市

目 次

ごみ処理実施計画

1	ごみ排出量の見込み	1
2	ごみの処理主体	
	(1) 家庭から排出されるごみ	2
	(2) 事業活動に伴って排出されるごみ	2
3	処理計画	
	ごみ処理計画	
	① ごみの排出抑制・再資源化計画	4
	② ごみの収集・運搬計画	6
	③ ごみの中間処理計画	9
	④ ごみの最終処分計画	1 1
	⑤ その他	1 3

生活排水処理実施計画

1	生活排水処理形態別人口予測	1 4
2	生活排水の処理主体	1 4
3	し尿・浄化槽汚泥の処理計画	
	(1) 中間処理計画	1 5
	(2) 収集・運搬計画	1 6
4	集落排水処理施設から発生する汚泥の処理	2 0
5	し尿・汚泥の最終処分計画	2 1
6	災害時におけるし尿・浄化槽汚泥の処理	2 1

ごみ処理実施計画

1 ごみ排出量の見込み

(単位：t)

種 類		排出量	合 計	
家庭系ごみ	もえるごみ	19,923	24,453	
	もえないごみ	1,437		
	粗大ごみ	1,446		
	資源物	ペットボトル		242
		紙類		768
		布類		149
		かん類		205
		生きびん		22
		その他(ビールケース、バッテリー等)		1
その他(乾電池、蛍光管、小型電子機器、廃油)	260			
事業系ごみ	もえるごみ	9,206	12,819	
	もえないごみ	62		
	粗大ごみ	146		
	再生利用業指定廃棄物(木くず・草等)	3,405		
集団回収	資源物	紙類	190	244
		布類	18	
		かん類	24	
		生きびん	11	
		その他	1	

2 ごみの処理主体

(1) 家庭から排出されるごみ

種 類		収集運搬	中間処理	最終処分 資源化
もえるごみ		直営・委託	直営	直営・委託
もえないごみ		委託	直営	直営・委託
粗大ごみ		直営・委託	直営	直営・委託
資源物	ペットボトル	委託	委託	委託
	紙類	委託	委託	委託
	布類	委託	委託	委託
	かん類	委託	委託	委託
	生きびん	委託	委託	委託
	その他 (ビールケース バッテリー等)	委託	委託	委託
使用済小型電子機器		直営	委託	委託
有害ごみ(乾電池・蛍光灯)		直営・委託	委託	委託
再生利用業指定廃棄物 (廃食用油)		排出者 指定業者	指定業者	指定業者

(2) 事業活動に伴って排出されるごみ

種 類	収集運搬	中間処理	最終処分
もえるごみ	排出者 許可業者	直営	直営・委託
もえないごみ	排出者 許可業者	直営	直営・委託
粗大ごみ	排出者 許可業者	直営	直営・委託
再生利用業指定廃棄物 (木くず・草等)	排出者 指定業者	指定業者	指定業者

事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。事業系ごみの排出量には、家庭から許可業者へ収集依頼を行い収集したものも含まれる。なお、遺品整理や不用品回収などの業務に伴い、家庭から排出される廃棄物を取り扱う場合、一般廃棄物処理業の許可を持たない事業者が自ら収集・運搬を行うことは法律で禁止されている。これらの業務を行う場合は、排出者(依頼者)に適正な処理方法を案内するとともに、必ず唐津市一般廃棄物処理許可業者と連携・委託し、適正な処理を行うこととする。

排出者は、ごみの減量に努め、分別を徹底し、資源物回収業者などを活用

するなどして、積極的に再資源化に取り組むこととする。一般廃棄物に分類されるものについて、自ら処理できない場合には、排出者が自ら又は市が許可した一般廃棄物収集運搬業者等に委託して収集運搬し、市の処理施設で処理するものとする。

3 処理計画

ごみ処理計画

① ごみの排出抑制・再資源化計画

ア 排出抑制の方法

施 策	内 容
生ごみ資源化の推進	家庭用の生ごみ処理機を購入する人に、購入に要した経費の一部を支援します。
食品ロスの削減	てまえどり活動の推進やフードドライブの実施など、食品ロス削減のための取組の普及・啓発に努めます。
ごみ処理有料化	一般廃棄物の排出量・処理経費に応じた負担の公平化及び市民の意識改革を進め、ごみの排出抑制を図ります。
もったいないセンターの運営	清掃センターに搬入される粗大ごみ（自転車、家具など）の中から使用可能なものを修理し、市民等へ提供し、再利用します。
分別排出の徹底	分別排出を徹底し、資源化に協力します。また、地域団体による資源物の分別回収においては、ごみの減量化の観点から有効であるばかりでなく、地域コミュニティの育成にも役立つものであることから、積極的に実施します。
再生利用の拡充	再生利用を拡充させるため、廃食用油、木くず、草などの再生利用を促進します。廃食用油については、家庭から排出される使用済み油の回収を進め、再生利用を推進します。
行政回収の多様化	資源物の回収を実施している地域団体が結成されていない地区に対しては、市が主体となり、一般の家庭から出された資源物を回収します。また、家電4品目を適正に処理できるよう小売業者に代わり、家電リサイクル法に基づいたルートに引き渡すための収集運搬を行い、適正処理の円滑化を図り、リサイクルを推進します。
公共施設等を利用した拠点回収の拡充	家庭から出た蛍光管・乾電池などの有害ごみや使用済小型電子機器の公共施設等を活用した拠点回収を推進し、適正な処理を図り、資源化に努めます。

イ 再資源化の方法及び量

区 分		方 法	資源化量
資源物	ペットボトル	資源回収業者が選別、圧縮、保管後、指定法人へ引き渡す	242 t
	紙類 布類 かん類 生きびん その他 (ビールケース バッテリー等)	資源回収業者が選別、保管し再生資源業者に引き渡す	1,631 t ※集団回収量を含む
再生利用業指定廃棄物	木くず・草 廃食用油等	再生利用業指定業者による処理	3,412 t
選別資源化 もえないごみ・粗大ごみ	ワンウェイ びん類	選別、保管後、指定法人へ引き渡す	1,200 t
	鉄プレス	選別、圧縮、保管後、再生資源業者へ引き渡す	
	アルミプレス	選別、圧縮、保管後、再生資源業者へ引き渡す	
	鉄がら	選別、保管後、再生資源業者へ引き渡す	
	プラスチック	選別、保管後、再生資源業者へ引き渡す	
	使用済小型電子機器	選別、保管後、認定事業者へ引き渡す	226 t
使用済小型電子機器 (ボックス回収)		保管後、認定事業者へ引き渡す	3 t
有害ごみ	乾電池	保管後、再生資源業者へ引き渡す	31 t
	蛍光管	保管後、再生資源業者へ引き渡す	

② ごみの収集・運搬計画

ア 収集・運搬する廃棄物の量

(単位：t)

種 類		排出量	合 計	
家庭系 ごみ	もえるごみ	19,772	23,344	
	もえないごみ	1,407		
	粗大ごみ	518		
	資源物	ペットボトル		242
		紙類		768
		布類		149
		かん類		205
		生きびん		22
		その他（ビールケース、バッテリー等）		1
その他 （乾電池・蛍光管・使用済小型 電子機器・廃油）	260			
事業系 ごみ	もえるごみ	8,837	12,421	
	もえないごみ	51		
	粗大ごみ	128		
	再生利用業指定廃棄物 （木くず・草等）	3,405		

イ 収集区域の範囲

唐津市全域

ウ 収集回数及び収集の方法

種 類		方式	回 数	方 法		
家庭系ごみ	もえるごみ	併用 ※1	2回/週	指定袋		
	もえないごみ		1回/月			
	びん類					
	粗大ごみ		1回/月 又は随時※2	粗大ごみ処理券		
	資源物	ペットボトル	ステーション	1回/月	エコバッグ ※3	
		紙類			ひもで束ねる	
		布類			袋	
		かん類 ※4			スチール	指定袋
					アルミ	
		生きびん			—	
	その他※5	—				
使用済小型電子機器	拠点 ※6	随時	ボックス			
有害ごみ (乾電池・蛍光灯)		随時	—			
再生利用業指定廃棄物 (廃食用油)						
事業系ごみ	もえるごみ	戸別	随時	許可業者 又は 直接搬入		
	もえないごみ					
	粗大ごみ					
	再生利用業指定廃棄物 (木くず、草等)			指定業者 又は 直接搬入		

※1 戸別＋ステーション

※2 随時の地区…唐津地区、浜玉地区

※3 ペットボトル専用の回収容器をステーションに設置

※4 唐津地区、七山地区は指定袋を使用せず、透明な袋で排出

※5 ビールケース、バッテリー等

※6 市役所本庁・市民センター、公民館等の指定拠点に回収容器を設置

エ 唐津市一般廃棄物処理業許可業者一覧

(ごみの収集・運搬)

令和8年3月31日現在(50音順)

業者名	住所	電話番号
(企)相知清掃社	唐津市相知町相知 2044-1	0955-62-3816
(有)唐津環境整備センター	唐津市久里 836-3	0955-78-1175
(有)環境技研	唐津市神田 2876-1	0955-73-2036
(有)巖木環境開発	唐津市巖木町簗木 109	0955-63-2204
(株)三栄	唐津市鏡 2516-1	0955-77-2380
(有)清掃衛生社	唐津市船宮町 2277	0955-72-2817
(有)鎮西開発	唐津市鎮西町名護屋 4116	0955-82-1638
(有)東海砒油	唐津市東唐津 4丁目 6-7	0955-72-7675
(有)西村セーブザアース	唐津市東唐津 3丁目 8-8	0955-73-7250
(有)浜玉環境開発	唐津市浜玉町平原甲 3837-2	0955-56-2019
(株)美研	唐津市和多田西山 4365	0955-73-0478
肥前環境開発(株)	唐津市肥前町大浦 39	0955-53-2515
(株)富士	唐津市西城内 1-2	0955-72-1188
(株)北栄	唐津市北波多岸山 509-59	0955-64-3097
(株)松浦クリーン	唐津市湊町 4671-2	0955-51-7010
(有)メディクリーン	唐津市佐志南 3841	0955-75-5209
吉村産業	唐津市七山荒川 889	0955-58-2364
(有)呼子クリーン開発	唐津市呼子町殿ノ浦 521-4	0955-82-3311

<令和8年度唐津市一般廃棄物処理業許可(ごみ収集・運搬)の方針>

年々、ごみ処理量は減少傾向で、本市の年間に排出される一般廃棄物の排出見込量に対し、既存許可業者の収集・運搬能力が10,000トン以上あり、既存の許可業者の収集・運搬能力で充足している。また、むやみに一般廃棄物処理業許可業者を増やすと、既存業者の健全な事業活動へ影響を与え、処理費用削減を目的とした不法な行為(不法投棄など)に繋がること懸念され、一般廃棄物の適切な処理を継続的かつ安定的に行う上での支障となる恐れがある。

このため、令和8年度中は新たな許可は行わない。

オ 唐津市一般廃棄物収集運搬委託業者

(ごみの収集・運搬)

令和8年3月31日現在(50音順)

業者名	住所	電話番号
川口汽船(有)	唐津市呼子町小川島 227-5	0955-82-8024
(有)環境技建	唐津市鎮西町名護屋 1648-1	0955-82-4836
クリーン唐津(企)	唐津市八幡町 623	0955-73-3671

③ ごみの中間処理計画

ア 処理施設の概要

I 焼却施設

施設名	唐津市清掃センター
所在地	佐賀県唐津市北波多岸山 2 3 4 - 2
型式	流動床式全連焼却炉
能力	1 5 0 t / 日 (5 0 t / 2 4 h × 3 炉)

施設名	唐津市向島ごみ焼却施設
所在地	佐賀県唐津市肥前町向島
型式	機械化バッチ式
能力	4 5 k g / h

II 粗大ごみ・不燃ごみ処理施設

施設名	唐津市清掃センター	
所在地	佐賀県唐津市北波多岸山 2 3 4 - 2	
設備	破碎設備	粗大ごみ切断機、回転式破碎機、破袋機
	選別設備	磁選機、不燃物可燃物分離装置、風力選別機、アルミ選別機、手選別コンベア
	再生設備	金属圧縮機
能力	4 8 t / 日 (1 日 5 時間稼動)	

Ⅲ 唐津市清掃センターでの処理困難物の処理施設

施設名	クリーンパークさが	
所在地	佐賀県唐津市鎮西町菖蒲3700-20	
設備	焼却	84 t / 日 (42 t × 2 炉)
	破砕	19.2 t / 8時間

イ 搬入される廃棄物の施設別・搬入者別の処理量

Ⅰ 唐津市清掃センター（焼却施設）

搬入者	処理量	合計
唐津市	30,607 t	31,826 t
玄海町	1,219 t	

唐津市向島ごみ焼却施設

搬入者	処理量	合計
唐津市	12.6 t	12.6 t

Ⅱ 唐津市清掃センター（粗大ごみ・不燃ごみ処理施設）

搬入者	処理量	合計
唐津市	1,945 t	2,023 t
玄海町	78 t	

Ⅲ クリーンパークさが

搬入者	処理量	合計
唐津市 (処理困難物、焼却灰 及び不燃残渣)	2,300 t	5,155 t
多久市 (不燃残渣)	75 t	
小城市 (不燃残渣)	330 t	
天山地区共同環境組合 (焼却灰)	1,650 t	
佐賀県西部広域環境組合 (溶融飛灰処理物)	800 t	

ウ 残渣の量及び処分方法

残渣種別	埋立処分量	合計
焼却灰	3, 061 t	3, 875 t
不燃残渣	814 t	

※ クリーンパークさが及び大分市の管理型最終処分場に搬出

④ ごみの最終処分計画

ア 最終処分場の概要

施設名	唐津市清掃センター（1期・2期）
所在地	佐賀県唐津市北波多岸山234-2
埋立地面積	23, 000 m ²
埋立容量	164, 700 m ³
残余容量	0 m ³ （令和8年3月末）

施設名	唐津市東山不燃物処理場
所在地	佐賀県唐津市東山字縫城甲801-138
埋立地面積	5, 371 m ²
埋立容量	14, 499 m ³
残余容量	0 m ³ （令和8年3月末）

施設名	巖木町不燃物捨場
所在地	佐賀県唐津市巖木町岩屋484-53
埋立地面積	2, 495 m ²
埋立容量	13, 155 m ³
残余容量	0 m ³ （令和8年3月末）

施設名	相知町一般廃棄物処理施設（埋立処分場）
所在地	佐賀県唐津市相知町平山字猿の尾
埋立地面積	3, 947 m ²
埋立容量	19, 132 m ³
残余容量	16, 218. 6 m ³ （令和8年3月末）

施設名	クリーンパークさが
所在地	佐賀県唐津市鎮西町菖蒲3700-20
埋立地面積	38, 890 m ²
埋立容量	413, 000 m ³
稼動開始日	平成21年4月1日

イ 搬入される廃棄物の施設別・搬入者別の埋立量

施設名	搬入者	埋立量
唐津市清掃センター	唐津市	0 t
唐津市東山不燃物処理場	唐津市	0 t
厳木町不燃物捨場	唐津市	0 t
相知町一般廃棄物処理施設	唐津市	3 t
クリーンパークさが	唐津市	2,300 t
	多久市	75 t
	小城市	330 t
	天山地区 共同環境組合	1,650 t
	佐賀県西部広域環境組合 (熔融飛灰処理物)	800 t

- ※ 「唐津市清掃センター」への埋め立ては行っていない。
- ※ 「唐津市東山不燃物処理場」への廃棄物の搬入は行っていない。
- ※ 「厳木町不燃物捨場」については、今後、平常時の搬入を行わない。
- ※ 「クリーンパークさが」への唐津市の搬入分については、唐津市清掃センターでの処理困難物、焼却灰及び不燃残渣を搬入するもの。

ウ 埋立計画（埋立区域、埋立方法等）

施設名	埋立区域	埋立方法
唐津市清掃センター	第2期埋立処分場	管理型
唐津市東山不燃物処理場	—	サンドイッチ方式
厳木町不燃物捨場	—	投込方式
相知町一般廃棄物処理施設	—	投込方式
クリーンパークさが	—	管理型

⑤ その他

ア 唐津市一般廃棄物再生利用業指定業者一覧

令和8年3月31日現在（50音順）

業者名	住所	電話番号	取り扱う廃棄物の種類
(株)栄信グループ	神田 2069-1	0955-65-7511	草、木くず
(有)カイ商事	唐津市鳩川 7221-79	0955-79-6868	草木、木くず
成和建设(株)	唐津市厳木町 広瀬 3967-2	0955-63-4648	伐採木、刈草 木の根、木くず
(株)タナカ産業	唐津市相知町大野 1078	0955-62-5337	木くず、竹、 剪定くず、刈草
(株)田中造園土木	唐津市相知町大野 1078	0955-62-5357	木くず、竹、 剪定くず、刈草
(株)鶴松造園建設	唐津市畑島 5793	0955-78-0272	剪定くず 一般木くず等
(株)ナラタ	唐津市宇木 435-1	0955-77-1795	伐採材、刈草
村山造園土木(株)	唐津市菜畑 3221-15	0955-72-3298	剪定木くず、草

イ 災害廃棄物の処理

災害により発生する廃棄物については、必要に応じ、県、近隣市町、関係団体と連携・協力して処理を行うものとする。

【参考】唐津市が締結している災害時相互応援協定（ごみ関係）

協定名	締結日	締結先
災害等における一般廃棄物処理及び火葬に係る相互応援協力に関する協定	平成26年1月27日	福岡県糸島市
災害時における一般廃棄物の収集運搬に係る支援協力に関する協定	平成27年8月31日	唐松地区環境整備事業協同組合
災害時における廃棄物の処理等の支援協力に関する協定	平成29年5月29日	一般社団法人佐賀県産業資源循環協会 (旧一般社団法人佐賀県産業廃棄物協会)

生活排水処理実施計画

1 生活排水処理形態別人口予測

処理方法	処理区域及び処理人口	
	中部・南部地区(※)	北部地区(※)
農業集落排水処理	6, 231人	1, 480人
漁業集落排水処理	416人	1, 774人
公共下水道	69, 873人	11, 479人
合併処理浄化槽	4, 050人	6, 309人
単独処理浄化槽	2, 165人	1, 449人
し尿収集	3, 210人	4, 740人
自家処理	0人	0人

(※) 中部地区・・・唐津地区

南部地区・・・巖木、相知、北波多地区

北部地区・・・浜玉、七山、肥前、鎮西、呼子地区

2 生活排水の処理主体

処理方法	収集運搬	中間処理	最終処分
農業集落排水処理	—	農業集落排水処理施設	委託
漁業集落排水処理	—	漁業集落排水処理施設	
公共下水道	—	公共下水道処理施設	
し尿	許可業者	衛生処理センター	
浄化槽汚泥			

3 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

(1) 中間処理計画

中部・南部地区

名 称	唐津中部衛生処理センター		
所 在 地	唐津市養母田 2 0 5 番地 2		
処理方式	高負荷脱窒素処理＋高度処理方式		
処理能力	8 0 K L / 日		
搬 入 量	し尿	7, 8 5 2 K L	1 7, 0 9 9 K L
	浄化槽汚泥	9, 2 4 7 K L	
搬 入 者	許可業者が直接搬入		
残 渣	焼却灰	廃棄物処理施設へ処分委託 (熔融後、再利用)	

北部地区

名 称	唐津北部衛生処理センター		
所 在 地	唐津市呼子町大友 9 0 1 7 番地 8		
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理＋高度処理方式		
処理能力	7 7 K L / 日		
搬 入 量	し尿	7, 1 7 0 K L	1 9, 6 0 1 K L
	浄化槽汚泥	1 2, 4 3 1 K L	
搬 入 者	陸上輸送委託業者がし尿中継施設から搬入		
残 渣	焼却残渣は、コンクリートブロック化		

(2) 収集・運搬計画

ア 収集・運搬する廃棄物の量

(単位：KL/年)

地区名	収集・運搬者	種類	廃棄物の量
中部・南部地区	許可業者	し尿	7, 8 5 2
		浄化槽汚泥	9, 2 4 7
北部地区	許可業者	し尿	7, 1 7 0
		浄化槽汚泥	1 2, 4 3 1

イ 収集区域の範囲

し尿収集世帯及び浄化槽処理世帯のある離島を含む唐津市全域とする。

ウ 収集回数

し尿については概ね月 1 回、浄化槽汚泥については浄化槽法に基づく年 1 回以上の清掃時に排出される汚泥を収集する。

エ 収集の方法

一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥）処理許可業者が収集を行う。

オ し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬許可業者

地 区 名		業 者 名
中部地区	唐津	有限会社 環境技研
		有限会社 清掃衛生社
		有限会社 唐津環境整備センター
南部地区	巖木・相知・北波多	株式会社 松浦環境センター
北部地区	浜玉	有限会社 虹南環境サービス
	肥前	有限会社 肥前新生社
	鎮西	有限会社 鎮西開発
	呼子	有限会社 呼子カンキョウ
	七山	株式会社 七山環境整備

<令和8年度唐津市一般廃棄物処理業許可（し尿・浄化槽汚泥収集・運搬）の方針>
し尿、浄化槽汚泥処理量は全体として減少傾向にあり、現在の許可業者の収集・運搬能力で充足している。

このため、令和8年度中は新たな許可は行わない。

カ 運搬の方法

- ・中部及び南部地区

許可業者が収集後、唐津中部衛生処理センターへ直接運搬を行う。

- ・北部地区

許可業者が収集後、各地区に設置しているし尿中継施設に運搬し、し尿中継施設から唐津北部衛生処理センターまでの運搬は陸上輸送委託業者が行う。

※し尿中継施設概要

名 称	貯留可能量	所 在 地
浜玉し尿中継施設	7 5 K L	唐津市浜玉町湊上 1 5 8 8 - 1
肥前し尿中継施設	7 8 K L	唐津市肥前町万賀里川 8 1 0 - 1
鎮西し尿中継施設	1 0 0 K L	唐津市鎮西町名護屋石屋町 2 0 5 7 - 5
呼子し尿中継施設	7 0 K L	唐津市呼子町呼子 1 4 1 3 - 1
七山し尿中継施設	3 0 K L	唐津市七山滝川 9 3 8 - 8

・離島

し尿収集世帯及び浄化槽世帯のある離島については次のとおりに収集、運搬を行う。

I 高島・神集島（唐津地区）

許可業者が、唐津市の手配する海上運搬船を用い収集車を島内に運搬し収集を行い、唐津中部衛生処理センターへ運搬する。

II 小川島（呼子）

許可業者が、唐津市の手配する海上運搬船を用い収集車を島内に運搬し、収集後は再び海上運搬船を用いて収集車を鎮西町名護屋港まで運搬する。その後、許可業者が呼子し尿中継施設まで運搬する。

III 馬渡島（鎮西）

許可業者が、島内に常備している収集車により収集を行い、収集後は島内にある中継施設に貯留する。貯留したし尿、浄化槽汚泥の引き抜きを行う際は、唐津市が手配する海上運搬船で引き抜き用の車両を運搬し、鎮西し尿中継施設まで運搬する。

IV 加唐島・松島（鎮西）、向島（肥前）

し尿収集世帯及び浄化槽世帯がないため島内収集は行わない。

キ し尿・浄化槽汚泥の運搬委託業者

業 者 名	委 託 内 容
松浦環境管理有限会社	中継施設から唐津北部衛生処理センターまでの陸上輸送

4 集落排水処理施設から発生する汚泥の処理

地区	処理区	汚泥処理状況	廃棄物の量	処分方法	
				令和8年度	令和9年度以降の計画
中部	双水地区	脱水汚泥	57.0 t	再資源化し、再利用	再資源化し、再利用
	後川内地区	濃縮汚泥	84.0 m ³	唐津中部衛生処理センターにて処理	唐津中部衛生処理センターにて処理
	千々賀・畑島・山田地区	脱水汚泥	47.0 t	再資源化し、再利用	再資源化し、再利用
	竹木場・唐川地区	濃縮汚泥	228.0 m ³	唐津中部衛生処理センターにて処理	唐津中部衛生処理センターにて処理
	相賀地区	濃縮汚泥	330.0 m ³	唐津中部衛生処理センターにて処理	唐津中部衛生処理センターにて処理
	湊地区	脱水汚泥	41.0 t	再資源化し、再利用	再資源化し、再利用
	神集島地区	脱水汚泥	12.0 t	再資源化し、再利用	再資源化し、再利用
	高島地区	脱水汚泥	3.0 t	再資源化し、再利用	再資源化し、再利用
南部	天川地区	濃縮汚泥	72.0 m ³	唐津中部衛生処理センターにて処理	唐津中部衛生処理センターにて処理
	行合野地区	濃縮汚泥	68.0 m ³	唐津中部衛生処理センターにて処理	唐津中部衛生処理センターにて処理
	志気地区	濃縮汚泥	48.0 m ³	唐津中部衛生処理センターにて処理	唐津中部衛生処理センターにて処理
北部	渚上地区	濃縮汚泥	140.0 m ³	唐津北部衛生処理センターにて処理	唐津北部衛生処理センターにて処理
	向島地区	脱水汚泥	2.0 t	再資源化し、再利用	再資源化し、再利用
	駄竹地区	濃縮汚泥	96.0 m ³	唐津北部衛生処理センターにて処理	唐津北部衛生処理センターにて処理
	京泊地区	濃縮汚泥	52.0 m ³	唐津北部衛生処理センターにて処理	唐津北部衛生処理センターにて処理
	菖津地区	濃縮汚泥	51.0 m ³	唐津北部衛生処理センターにて処理	唐津北部衛生処理センターにて処理
	晴気地区	濃縮汚泥	47.0 m ³	唐津北部衛生処理センターにて処理	唐津北部衛生処理センターにて処理
	星賀地区	濃縮汚泥	99.0 m ³	唐津北部衛生処理センターにて処理	唐津北部衛生処理センターにて処理
	高串地区	—	—	—	令和9年供用開始予定
	加唐島地区	濃縮汚泥	63.0 m ³	唐津北部衛生処理センターにて処理	唐津北部衛生処理センターにて処理
	波戸地区	濃縮汚泥	128.0 m ³	唐津北部衛生処理センターにて処理	唐津北部衛生処理センターにて処理
	串浦地区	濃縮汚泥	100.0 m ³	唐津北部衛生処理センターにて処理	唐津北部衛生処理センターにて処理
	馬渡島地区	濃縮汚泥	120.0 m ³	唐津北部衛生処理センターにて処理	唐津北部衛生処理センターにて処理
	松島地区	濃縮汚泥	28.0 m ³	唐津北部衛生処理センターにて処理	唐津北部衛生処理センターにて処理
	大泊地区	濃縮汚泥	25.0 m ³	唐津北部衛生処理センターにて処理	唐津北部衛生処理センターにて処理
	加部島地区	濃縮汚泥	240.0 m ³	唐津北部衛生処理センターにて処理	唐津北部衛生処理センターにて処理
	小友地区	濃縮汚泥	140.0 m ³	唐津北部衛生処理センターにて処理	唐津北部衛生処理センターにて処理
	小川島地区	濃縮汚泥	200.0 m ³	唐津北部衛生処理センターにて処理	唐津北部衛生処理センターにて処理
七山中央地区	濃縮汚泥	455.0 m ³	唐津北部衛生処理センターにて処理	唐津北部衛生処理センターにて処理	

5 し尿・汚泥の最終処分計画

し尿処理施設の処理過程から発生するし渣・脱水汚泥の処理は次のとおり処理する。

地区名	処分方法及び搬出量	
	し渣	脱水汚泥
中部・南部地区	衛生処理センター内で焼却後、搬出し、廃棄物処理施設にてスラグ化、最終埋立処分場の覆土材として利用（委託）	衛生処理センター内で焼却後、搬出し、廃棄物処理施設にてスラグ化、最終埋立処分場の覆土材として利用（委託）
北部地区	衛生処理センター内で焼却（コンクリートブロック化）	衛生処理センター内で堆肥化（一部は焼却してコンクリートブロック化）

6 災害時におけるし尿・浄化槽汚泥の処理

災害により発生するし尿・浄化槽汚泥の処理については、必要に応じ、県、近隣市町、関係団体と連携・協力して処理を行うものとする。

【参考】唐津市が締結している災害時相互応援協定

協定名	締結日	締結先
災害時における一般廃棄物処理及び火葬に係る相互応援に関する協定	平成26年1月27日	福岡県糸島市
災害時における一般廃棄物の収集運搬に係る支援協力に関する協定	平成27年8月31日	唐松地区環境整備事業協同組合